

21. 個人情報の保護について

平成 17 年 4 月 1 日に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、個人情報を本人の了解を得ず第三者に提供することが制限されます。これに関連して、日本数学会の作っている会員名簿について文部科学省に問い合わせた所、「会員の名簿を会員に配ることは、第三者ではないので構わない」との意見でした。

さて、日本数学会では、会員名簿を数学会の会員に配る他、名簿の末に記載している数学教室から申し込みがあった場合には提供しています。数学会の名簿は、各教室では科研費の計算などの折に使っており、大変重宝している様です。したがって、このことは今後も継続したいと思います。

そこで、これから数学会の名簿をどうするかを理事会で検討した結果、以下の様にすることに決めました。

- (1) 数学会の会員と数学教室以外へは名簿は提供しない。
- (2) 名簿には本人が載せても構わないと考える情報しか載せない。

この名簿は会員であることを確認するためにも使われていますので、各会員に

- (3) 最低限、名前と会員番号は名簿に載せる

ことをお願いしたいと思いますが、どうしても会員番号も名前も載せたくない会員には、一切名簿に載せない選択肢も認めることにします。しかしその場合には、本当は会員であるのに、会員でないと誤解される可能性があることを、ご承知戴きたいと思えます。また、日本数学会の会員の数を文部科学省などに証明するために名簿を提出することがありますので、

- (4) 名簿に会員番号も名前も載っていない会員の数を記載することに致します。ちなみに、現時点ではこれに当たるのは 1 人のみです。

名前と会員番号以外は載せたくないという方は、数学会の事務局までご連絡下さい。

また、会員番号も名前も載せたくない方も、上記のような事情をご理解の上、ご連絡くだされば、その様にさせていただきます。

なお、不要になった名簿の廃棄については、名簿業者などの手に入らないようにご注意くださいようお願い申し上げます。

(前理事長 森田康夫記)